

平成29年12月11日開催 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所指定更新説明会における質疑応答について

	種類	質問	回答
1	全般	<p>①現状において、現行相当型(みなし含)や緩和型の指定を受けている事業所が、住民票を移さず他市町のサービス付高齢者向け住宅等に入居されている方にサービスを提供している場合であっても、個別に更新手続きの案内をしているのか。</p> <p>②新規の指定を受ける場合、申請書は窓口持参とされているが、事業所所在地が遠方の場合は、郵送提出は不可か。</p>	<p>①今回の説明会にあたり、H28.10からH29.8の期間に本市被保険者へサービス提供を行った介護予防訪問介護・介護予防通所介護・訪問型サービス(現行相当型・緩和型)・通所型サービス(現行相当型・緩和型)の各事業所に案内を行っています。しかし、説明会に出席されていない事業所やH29.9以降に本市被保険者へ初めてサービス提供を行った事業所もあるため、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所におかれては、各事業所に更新の意向や状況を確認するなどし、本市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の更新について」をご案内するなど、周知にご協力ください。</p> <p>②事業所所在地が遠方の場合は、郵送提出も含め個別に対応します。</p>
2	全般	<p>利用者との契約について、H28.10の日進市が総合事業を開始した時点から、利用者との契約内容を順次総合事業仕様に切り替え、再契約を締結している。H30.4.1からの事業所指定更新にあたり、改めて利用者との事業所間において契約を締結し直す必要はないという理解でよいか。</p>	<p>今回の更新手続きの件のみを以って契約を再締結する必要はありません。しかし、契約書に報酬単価の具体的な数値を明記している場合等はH30.4の報酬改訂の状況によっては、変更契約を検討する必要があるため、契約書の内容を改めてご確認ください。</p>
3	更新手続き	<p>①市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の更新について」中の「訪問型更新様式集」・「通所型更新様式集」において、勤務形態一覧表を作成する際、一覧表右上に「指定月の利用見込み者数」と記載されているが、平成30年4月分として作成して差し支えないか。</p> <p>②また、その際、出勤予定見込みとして提出すればよいのか。</p>	<p>①②お見込みのとおり。</p>
4	人員設備基準	<p>①通所介護事業と総合事業(現行相当型)を同じ場所、同じ時間で行う場合、人員・設備基準の共有は可能か。</p> <p>②また、訪問介護事業と総合事業(現行相当型)も同様に共有は可能か。</p>	<p>①②お見込みのとおり。人員設備基準については、「日進市指定介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」の規定に基づくものです。また、本市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の更新について」中の説明会資料「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所指定更新説明会」①指定事業所サービスについてもご参照いただくとともに、平成29年1月31日付(28高福号外)「介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う通所介護等の定員の取扱いについて(通知)」。もご留意ください。緩和型との人員設備基準の共有なども含め、判断に迷われる場合は、本市介護福祉課介護保険係に相談してください。</p>